

一般社団法人静岡県設備設計協会役員報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）の役員の報酬の支給基準について定めるものとする。

(報酬の種類)

第2条 報酬は、常勤役員にあつては本給及び特別手当とし、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

(報酬等の支払方法)

第3条 報酬及び通勤手当（以下「報酬等」という。）は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬等の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬等の支給日)

第4条 報酬等（特別手当を除く。）は、その月の月額的全額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日とする。

2 特別手当の支給日は、理事会で別途定める。

(報酬等の額及び決定基準)

第5条 報酬等の額は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(日割計算)

第6条 新たに役員等になった者には、その日から報酬等を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬等を支給する。

3 第1項又は第2項の規定により報酬等を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(端数の処理)

第7条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(支給停止)

第8条 前条までの規定にかかわらず、当面、役員への報酬等は支給しない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあつた日から施行する。